

令和8年度吉野川市下水道管理システムクラウド化業務委託【質問回答書】

番号	質問内容	回答	備考
実施要領			
①	JIS Q規格の認証取得が参加要件として示されておりますが、同等のマネジメントシステム規格であるISO規格の認証取得をもって、当該要件を満たすものとして取り扱っていただけたとの認識でよろしいでしょうか。また、JIS Q 15001につきましては、プライバシーマーク（Pマーク）取得をもって、当該要件を満たすものとして取り扱っていただけたとの認識でよろしいでしょうか。	認識のとおりである	
②	提案書の記載方法について、評価基準書_2次審査表2の「評価事項」に沿って記載する事（以下のイメージ）で宜しいでしょうか。 1. 業務実施方針・システム構築方針 2. 業務実施体制 3. 業務フロー及び工程計画 4. 下水道台帳データ移行・・・以下同様	認識のとおりである	
③	提案書は20頁以内（両面印刷可）について、表紙・目次は20頁に含まない認識で宜しいでしょうか。	認識のとおりである	
特記仕様書			
④	第4条「管理技術者等」について「（1）管理技術者は、技術士（総合技術部門-下水道）の資格を有する」について、本業務の専門的知識と経験を有していれば「技術士（上下水道部門-下水道）」も適用される認識で宜しいでしょうか。	管理技術者の資格要件を技術士（総合技術部門-下水道）もしくは（上下水道部門-下水道）を有するものと改める。	特記仕様書：第4条の内容追記
⑤	照査技術者の資格要件について、「管理技術者と同等の資格等要件を有する者」とは、技術士（総合技術部門-下水道）及び下水道管理システム構築（再構築を含む）の実績を有するものという認識で間違いありませんでしょうか。	管理技術者の資格要件を技術士（総合技術部門-下水道）もしくは（上下水道部門-下水道）とし、照査技術者はその同等の資格要件を有するものとする。	
⑥	照査技術者の資格要件について、複数の高度資格および実績要件が求められており、技術者確保の観点から参加可能事業者が限定される懸念があります。そのうえで、「管理技術者と同等の資格等要件を有する者」「認定アセットマネージャー資格を有する者」「空間情報総括監視技術者資格を有する者」をそれぞれ別の技術者として配置する体制により、当該要件を満たすものとして取り扱っていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	照査技術者の要件としている【認定アセットマネージャー及び空間情報総括管理技術者を有するもの】の記載を削除し、（3）担当技術者は、技術士（総合技術部門-下水道）もしくは技術士（上下水道部門-下水道）の資格を有するものであること。 （4）業務に従事する配置技術者に認定アセットマネージャー、空間情報総括管理技術者の資格を有するものを配置すること。を追記する。	実施要領：6. (1)参加申込方法等の記載内容の変更 特記仕様書：第4条の内容変更 様式集：様式7-3担当者経歴書（担当技術者）を追加 評価基準書：表1管理技術者の保有資格の評価基準から認定アセットマネージャーを削除する。
⑦	「（1）管理技術者及び（2）照査技術者」の業務実績は、全国の地方公共団体が発注した同種実績を有する認識で宜しいでしょうか。	認識のとおりである	
様式集			
⑧	・様式第4号 会社の取得認証等、製品の取得認証等について「有」で記載した場合、認証等を証明する資料を提出するとの理解で宜しいでしょうか。	認識のとおりである	
⑨	・様式第5号 企業の同種実績記載は、過去5年以内に四国、中国、近畿地方の地方公共団体が発注した同種実績を記載する認識で宜しいでしょうか。	認識のとおりである	
⑩	・様式第5号、様式第6号、様式第7-1号、様式第7-2号 上記の様式で記載した実績は、「業務名、契約金額、履行期間、業務内容、発注者、受注者、技術者の業務従事内容等が確認できる資料等」を提出することで宜しいでしょうか。例：契約書、テクリス登録資料、特記仕様書など	認識のとおりである	